



和歌山市公報

令和7年（2025年）9月16日
第1807号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号	ページ
69 和歌山市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	(スポーツ振興課) 2

【告示】

290 市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(財政課) 3
291 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 4
292 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 5
293 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 6
294 健全化判断比率の公表・・・・・・・・・・・・・・・・	(財政課) 7
295 資金不足比率の公表・・・・・・・・・・・・・・・・	(財政課) 8
296 公示送達（令和7年度市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・	(市民税) 9
297 公示送達（交付要求書）・・・・・・・・・・・・・・・・	(納税課) 10
298 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・	(指導監査課) 11
299 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・	(指導監査課) 12
300 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る 指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・	(指導監査課) 13

【公告】

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 14
○ 道路位置の指定・・・・・・・・	(建築指導課) 15
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取・・・・・・・・	(建築指導課) 16

【農業委員会公告】

○ 農業委員会総会の招集・・・・・・・・	(農業委員会事務局) 17
----------------------	---------------

【企業局告示】

33 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・	(企業総務課) 18
34 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所所在地の変更の届出・・	(企業総務課) 19

和歌山市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月3日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第69号

和歌山市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市都市公園条例施行規則（平成3年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「（別記様式第1号）」の次に「又は指定管理者が定める行為の許可に係る申請書」を加え、同項第4号中「（別記様式第5号）」の次に「又は指定管理者が定める許可事項の変更に係る申請書（条例第3条第3項の規定による申請に限る。）」を加え、同条第2項第1号中「（別記様式第6号）」の次に「又は指定管理者が定める行為の許可に係る許可書」を加え、同項第4号中「（別記様式第10号）」の次に「又は指定管理者が定める許可事項の変更に係る許可書（条例第3条第3項の規定による許可に限る。）」を加える。

第4条第1項中「条例第16条の3に規定する」を削る。

第10条第1項第3号中「及びつつじが丘総合公園」を「並びにつつじが丘総合公園テニスコート、多目的球技場及びスケートボード場」に改め、同条第2項中「四季の郷公園の利用料金減額、」を「利用料金減額又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和7年9月3日揭示済）

和歌山市告示第290号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年9月2日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 期日 令和7年9月9日
- 2 場所 和歌山市議会議場

（令和7年9月2日揭示済）

和歌山市告示第291号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年9月4日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年9月19日、同月23日及び同月29日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年9月27日
J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年9月23日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年9月22日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年9月4日揭示済)

和歌山市告示第292号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年9月4日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和7年8月19日、同月21日、同月26日及び同月27日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年9月4日揭示済)

和歌山市告示第293号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年9月4日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年9月5日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年5月16日	令和7年6月5日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年5月22日	令和7年6月5日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、西浜3丁目児童遊園、松島公園、太田児童遊園及び松江連絡所	令和7年5月16日、同月19日、同月21日、同月26日、同月27日及び同月28日	令和7年6月5日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和7年9月4日揭示済)

和歌山市告示第294号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

令和7年9月12日

和歌山市長 尾花正啓

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.8	79.3
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)
[20.00]	[30.00]	[35.0]	

備考 ()内は早期健全化基準、[]内は財政再生基準である。

(令和7年9月12日揭示済)

和歌山市告示第295号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

令和7年9月12日

和歌山市長 尾花正啓

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
卸売市場事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
農業集落排水事業会計	—	
漁業集落排水事業会計	—	

(令和7年9月12日揭示済)

和歌山市告示第296号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年9月12日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和7年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和7年9月12日揭示済)

和歌山市告示第297号

交付要求書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき交付要求書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年9月12日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和7年9月12日揭示済）

和歌山市告示第298号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 08117	一般社団法人和歌山県 接骨師会	和柔整・北村接骨院 和歌山市手平1-10 -16	居宅介護支援	令和7年8月31日

(令和7年9月16日掲示済)

和歌山市告示第299号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30A01 00109	合同会社翔彩	和気あいあい 和歌山市六十谷15番地1	短時間型通所サービス	令和7年8月31日

（令和7年9月16日揭示済）

和歌山市告示第300号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第53条第1項本文及び第46条第1項本文による指定をしたので、同法第78条、第115条の10及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91768	医療法人藤民病院	あきば訪問看護ステーション 和歌山市塩屋3丁目6番2号	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和7年9月1日
30601 91776	合同会社Nurse f abric	ふく訪問看護ステーション宮前 和歌山市杭ノ瀬74-1-10 2	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和7年9月1日
30701 15187	株式会社KNC企画	一家団蘭レンタルケア 和歌山市新中島63-5	福祉用具貸与 介護予防福祉 用具貸与	令和7年9月1日
30701 15187	株式会社KNC企画	一家団蘭レンタルケア 和歌山市新中島63-5	特定福祉用具 販売 特定介護予防 福祉用具販売	令和7年9月1日
30701 15195	株式会社ともにあゆむ	紀のいえ中之島ケアプランセン ター 和歌山市中之島1496	居宅介護支援	令和7年9月1日

(令和7年9月16日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年9月2日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市秋月字中瀬161番2の一部、163番1、164番1、164番2、165番1、165番2、166番4、168番3、169番3の一部、里道、水路	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男

（令和7年9月2日掲示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号による道路を次のとおり指定し公告する。

令和7年9月2日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	道路名	道路の位置	道路の延長及び幅員
令和7年8月28日 第129号	貴志421号線	和歌山市梅原地内	延長 1,336m 幅員 12.5m～30.6m 総延長 1,336m

(令和7年9月2日揭示済)

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定に基づき公開による意見の聴取を行いますので、利害関係者で意見のある方はお越しく下さい。

令和7年9月12日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 意見の聴取の日時 令和7年9月25日（木曜日）
午後2時00分から午後2時30分まで
- 2 意見の聴取の場所 和歌山市向88-1
和歌山市貴志連絡所 2階 会議室
- 3 意見の聴取に付すべき事項 次の建築基準法第48条第12項ただし書の規定による建築許可

用途	申請人	建築場所	工事種別 構造・規模
各種学校	大阪市西区本町一丁目4番1号 サンヨーホームズ株式会社 代表 取締役 松岡 久志	和歌山市梅原字馬 居谷635-1、 638-1の各一 部	用途変更 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階 延べ面積 1,960.30㎡
		和歌山市梅原字馬 居谷635-1、 638-1の各一 部	用途変更 鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上12階 地下1階 延べ面積 15,240.95㎡
		和歌山市梅原字馬 居谷635-1の 一部	用途変更 鉄骨造 地上1階 延べ面積 33.67㎡

（令和7年9月12日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年9月5日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績

1 開催日時

令和7年9月10日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- (4) 非農地通知について

（令和7年9月5日揭示済）

和歌山市企業局告示第33号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和7年9月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山県紀の川市田中馬場 153番地の1 株式会社赤路電気水道 代表取締役 椎葉 恭介	株式会社赤路 電気水道	和歌山県紀の川市田 中馬場153番地の 1	平成10年10月 22日	第223号

（令和7年9月8日揭示済）

和歌山市企業局告示第34号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により営業所所在地の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和7年9月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

指 定 番 号	第859号
変 更 年 月 日	令和7年8月28日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	株式会社中澤工業	
営 業 所 所 在 地	和歌山市新留丁66 リベラルパレス105号	和歌山市吉田833番地1 888ビル
代 表 者 氏 名	代表取締役 中澤 伸悟	

（令和7年9月11日揭示済）